

伊勢市『常若婚』ロゴ等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、伊勢市『常若婚』ロゴ又は、常若婚に関する写真又は動画（以下「ロゴ等」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって市のPR、市産品の販路拡大、産業振興に寄与することを目的とする。

(ロゴ)

第2条 ロゴは、別図のとおりとする。

(ロゴ等の使用に関する権利)

第3条 ロゴの使用に関する一切の権利は、市に属する。

2 写真や動画の使用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合は、この限りではない。

(使用条件)

第4条 ロゴ等は、第1条に定める市のPR、市産品の販路拡大、産業振興に寄与することを目的とする場合において、使用できるものとする。

(使用承認申請)

第5条 ロゴ等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、伊勢市『常若婚』ロゴ等使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を得なければならない。また、使用後は、ロゴ等を使用した実績が確認できる資料（印刷物、ホームページURL等）を提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び関係機関が使用する場合
- (2) 報道関係機関が市観光振興の報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 市が共催又は後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物

又は記録物を作成する場合

(4) その他市長が使用を適当と認めた場合

2 市長は、承認することを決定したときは、伊勢市『常若婚』ロゴ等使用承認書（様式第2号）により承認するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、ロゴ等の使用を承認しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

(5) 市の指名停止措置を受けている者

(6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(7) 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（使用期間）

第6条 ロゴ等を使用できる期間は、市長が承認した日から最長3年間とする。

（使用料）

第7条 ロゴ等の使用料については、当分の間、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

- (2) 使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと。
- (4) ロゴ等のイメージを損なう使用をしないこと。

(使用内容の変更)

第9条 使用者が使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、伊勢市『常若婚』ロゴ等使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、伊勢市『常若婚』ロゴ等使用変更承認書（様式第4号）により承認するものとする。ただし、第5条第2項各号のいずれかに該当するときは、使用変更の承認をしないものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定によりロゴ等の使用の承認を取り消したときは、伊勢市『常若婚』ロゴ等使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

- 3 市は、第1項の規定による使用承認の取消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を

与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別図（第2条関係）

『常若婚』ロゴマーク（カラー版）



『常若婚』ロゴマーク（単色版）



- (1) 背景色については白地とし、ヌキでは使用しないこと
- (2) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ロゴの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用するなどの改変を加えることは禁止する。

様式第1号（第5条関係）

伊勢市『常若婚』ロゴ等使用申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は団体の名称
代表者の氏名
電話番号

伊勢市『常若婚』ロゴ等を次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	
使用目的 及 使用 方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
連絡先	(担当者) (電話) (FAX) (電子メール)
添付書類	1 企画書（レイアウト、原稿等使用方法の分かるもの）、 見本品等 2 その他参考となるもの

伊勢市『常若婚』ロゴ等使用承認書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名

様

年 月 日付けで申請のありました伊勢市『常若婚』ロゴ等の
使用については、これを承認することと決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢市長



記

1 承認番号

2 承認日

年 月 日

3 承認条件

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2) ロゴマークを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (3) ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと
- (4) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、伊勢市『常若婚』ロゴ等使用変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添付の上提出し、承認を受けること。
- (6) 使用承認を取り消した場合には、速やかに指示に従うこと。また、取消しにより生じた損害について、市は一切の責任を負わないこと。
- (7) 市は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わないこと。
- (8) 使用承認に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償すること。

伊勢市『常若婚』ロゴ等使用変更申請書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は団体の名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり伊勢市『常若婚』ロゴ等の使用を変更したいので申請します。

承認番号	
変更事項	<input type="checkbox"/> 使用するもの <input type="checkbox"/> 使用目的 <input type="checkbox"/> 使用内容 <input type="checkbox"/> 使用数量 <input type="checkbox"/> 使用期間 <input type="checkbox"/> その他
変更内容	変更前
	変更後
連絡先	
添付書類	1 変更の内容が確認できる企画書（レイアウト、原稿等使用方法の分かるもの）、見本品等 2 その他参考となるもの

伊勢市『常若婚』ロゴ等使用変更承認書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

年 月 日付けで変更申請のありました伊勢市『常若婚』ロゴ等の使用内容の変更については、下記のとおり承認することと決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢市長



記

1 承認年月日 年 月 日

2 変更内容
変更前

変更後

3 承認の条件

様式第5号（第10条関係）

第 号

伊勢市『常若婚』ロゴ等使用承認取消通知書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

年 月 日付けで使用許可を通知した伊勢市『常若婚』ロゴ等の使用について、下記の理由により承認を取り消します。

年 月 日

伊勢市長



記

理由